

立教セカンドステージ大学 科目聴講生規程

施行 2012年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、立教セカンドステージ大学規則（以下「規則」という。）第28条第2項に基づき、科目聴講生に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 授業科目の聴講を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 立教セカンドステージ大学の本科を修了し、1年以上を経過した者

(2) 立教セカンドステージ大学の専攻科を修了した者

(出願手続)

第3条 授業科目の聴講を志願する者は、所定の期日までに、科目聴講生願書を提出しなければならない。

(登録手続)

第4条 授業科目の聴講を志願する者は、所定の期日までに、聴講料を納入しなければならない。

2 前項に規定する手続を所定の期日までに行わなかったときは、登録できない。

(聴講期間)

第5条 科目聴講生の聴講期間は、聴講を登録した授業科目の開講期間とする。

(登録制限・聴講対象授業科目)

第6条 科目聴講生が聴講できる人数は、1科目につき20人までとする。

2 聴講できる授業科目は、人数制限科目を除く選択科目とする。

(成績評価・単位)

第7条 科目聴講生は、聴講した授業科目の成績の評価を受けることができる。

2 前項の成績評価について、希望者は、規則第34条により成績証明書の交付を受けることができる。

3 科目聴講生は、成績評価が「合格」であっても、単位を修得することはできない。

(施設設備の利用)

第8条 科目聴講生は聴講期間に限り、図書館を閲覧のみ利用することができる。

(聴講の中止)

第9条 科目聴講生が、本学の諸規則に反する行為又は聴講生としてふさわしくない行為を行った場合には、登録を取り消し、聴講を中止させる。

2 前項に規定する手続は、立教セカンドステージ大学運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、副学長が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て立教大学総長が行う。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。